

# 赤字解消・激変緩和措置計画(箕面市)

都道府県名	保険者番号	保険者名
大阪府	270215	箕面市

## I. 赤字の発生状況

### I-(1) 法定外繰入金の状況

様式5 平成28年度 国民健康保険事業における一般会計繰入金の繰入理由別状況表から転写してください。  
 ※網掛けは、大阪府の整理による解消すべき法定外繰入

決算補填等目的のもの						保険者の政策によるもの			小計
保険料(税)の収納不足のため	累積赤字補填のため	医療費の増加	後期高齢者支援金等	公債費等、借入金利息	高額療養費貸付金	保険料(税)の負担緩和を図るため	地方単独の保険料(税)の軽減額	任意給付に充てるため	
① (円)	② (円)	③ (円)	④ (円)	⑤ (円)	⑥ (円)	⑦ (円)	⑧ (円)	⑨ (円)	①~⑨ (円)
0	356,516,000	0	0	0	0	0	43,485,000	0	400,001,000

※その他は、理由別に区分けて貼付してください。

決算補填等以外の目的											小計	合計
保険料(税)の減免額に充てるため	地方単独事業の医療給付費波及増等	保健事業費に充てるため	直営診療施設に充てるため	納税報奨金(納付組織交付金等)	基金積立	返済金	その他 一部負担金の減免額の補填	その他 多子世帯支援奨励金	その他 その他(解消すべきもの)	その他		
⑩ (円)	⑪ (円)	⑫ (円)	⑬ (円)	⑭ (円)	⑮ (円)	⑯ (円)	⑰ (円)	⑱ (円)	⑲ (円)	⑳ (円)	⑩~⑳ (円)	㉑=①~⑳ (円)
44,464,000	9,600,000	12,690,000	0	0	0	0	0	0	0	0	66,754,000	466,755,000

(千円)	
(A) 解消すべき法定外繰入金(国定義) ①~⑨	400,001
(B) 解消すべき法定外繰入金(大阪府定義) ①,③~⑨,⑩,⑭,⑮,⑰~⑲	87,949

【確認事項】赤字がある場合で、平成30年度予算ベースまでに赤字を解消する見込みの有無。

- 確実に赤字を解消する見込み(赤字解消計画の策定をしない)。  
 赤字を解消する見込みが不明または困難(計画を策定する)。

### I-(2) 繰上充用金の新規増加額(C)

繰上充用金	(千円)		(C) 新規増加額
	平成27年度	平成28年度	
	1,650,938	1,315,782	0

H28事業年報の数値に合わせてください。

### I-(3) 赤字額

(千円)	
国 定 義	(D)=(A)+(C) 400,001
大阪府定義	(E)=(B)+(C) 87,949

### I-(4) 赤字の原因

平成16年度から平成20年度までの間、政令に定められる保険料率算定方法を採用せず、条例により保険料率等を固定化していたため、必要となる保険給付費に見合う保険料収入を確保していなかったことにより累積赤字が蓄積。そこでまず、単年度収支の均衡を図ることを目的に、平成21年度に条例改正を行い、必要とする保険給付費に見合う保険料収入を確保することができる環境整備を行うとともに、収納対策強化や一般会計からの繰入れを実施した。ただし、保険料の急激な上昇を抑制するため、段階的な保険料引上げを行ったために、この平成21年度も単年度赤字の解消を図ることができず、結果、累積赤字は増加となった。しかし、翌平成22年度以降は、引き続きの毎年度4億円の繰入を行った結果ではあるものの、赤字は発生させていない。

## II. 赤字の解消計画

### II-(1) 赤字解消のための基本方針

・国定義については令和元年度の法定外繰入をもって累積赤字を解消した。  
 ・府定義については激変緩和措置期間中は障害者減免の実施による法定外繰入を行うため、令和6年度の減免基準統一時に解消予定。

### II-(2) 赤字解消のための具体的取組

・国定義については令和元年度の法定外繰入をもって累積赤字を解消した。  
 ・府定義については激変緩和措置期間中は障害者減免の実施による法定外繰入を行うため、令和6年度の減免基準統一時に解消予定。

### II-(3) 赤字解消の年次計画

#### (総括表 国定義)

※以下の法定外繰入にかかる項目は別紙の内訳を自動集計します

	対象額	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	最終年次	合計
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
法定外繰入の解消予定額(率)	-	1	127,408	272,592	0	0	0	0	400,001
	-	0.00%	31.85%	68.15%					100.00%
残額	400,001	400,000	272,592	0	0	0	0	0	0
繰上充用金の新規増加額	-								0
解消予定額(率)	-								
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 赤字解消予定額(率)	-	1	127,408	272,592	0	0	0	0	400,001
	-	0.00%	31.85%	68.15%					100.00%
残額	400,001	400,000	272,592	0	0	0	0	0	0

#### (総括表 大阪府定義)

※以下の法定外繰入にかかる項目は別紙の内訳を自動集計します

	対象額	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	最終年次	合計
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
法定外繰入の解消予定額(率)	-	45,819	613	▲2,745	1,892	1,931	295	40,144	87,949
	-	52.10%	0.70%	▲3.12%	2.15%	2.20%	0.34%	45.64%	100.00%
残額	87,949	42,130	41,517	44,262	42,370	40,439	40,144	0	0
繰上充用金の新規増加額	-	0	0	0	0	0	0	0	0
解消予定額(率)	-								
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 赤字解消予定額(率)	-	45,819	613	▲2,745	1,892	1,931	295	40,144	87,949
	-	52.10%	0.70%	▲3.12%	2.15%	2.20%	0.34%	45.64%	100.00%
残額	87,949	42,130	41,517	44,262	42,370	40,439	40,144	0	0

### Ⅲ. 激変緩和措置計画

#### Ⅲ-(1)府統一基準に向けた基本方針

--

#### Ⅲ-(2)激変緩和の年次計画

		現状	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	令和6年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
1 保険料・税区分										
2 保険料率 (医療)	所得割(割合)	7.48%(50%)	7.86%(50%)	8.82%(50%)	8.99%(50%)	8.97%(50%)	9.03%(49%)	統一	統一	令和5年度から統一することができた。
	均等割(割合)	41,100円(50%)	27,700円(30%)	28,500円(30%)	31,500円(30%)	30,640円(30%)	31,854円(31%)	統一	統一	
	平等割(割合)	—	26,900円(20%)	31,200円(20%)	33,300円(20%)	31,870円(20%)	32,105円(20%)	統一	統一	
	賦課限度額	54万	58万	61万	63万	63万	65万	統一	統一	
2 保険料率 (後期)	所得割(割合)	2.95%(50%)	2.59%(50%)	2.64%(50%)	2.69%(50%)	2.73%(50%)	2.66%(49%)	統一	統一	保険料率は統一することができた。賦課限度額は国基準となっているが、令和6年度に完全統一する予定である。
	均等割(割合)	15,900円(50%)	9,200円(30%)	9,300円(30%)	9,300円(30%)	9,478円(30%)	9,426円(31%)	統一	統一	
	平等割(割合)	-	8,800円(20%)	8,700円(20%)	9,800円(20%)	9,858円(20%)	9,500円(20%)	統一	統一	
	賦課限度額	19万円	19万円	19万円	19万円	19万円	20万	22万	統一	

		現状	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	令和6年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
2 保険料率 (介護)	所得割(割合)	2.61%(50%)	1.91%(50%)	1.78%(50%)	2.13%(50%)	2.47%(50%)	2.48%(48%)	統一	統一	令和5年度から統一することができた。
	均等割(割合)	16,800円(50%)	13,900円(50%)	12,600円(50%)	15,600円(50%)	18,213円(50%)	18,306円(52%)	統一	統一	
	平等割(割合)	-	-	-	-	-	-	統一	統一	
	賦課限度額	16万円	16万円	16万円	17万円	17万円	17万	統一	統一	
3 保険料の減免基準		据え置き	一部改定	一部改定	一部改定	一部改定	一部改定	一部改定(予定)	統一	令和2年度から障害者減免基準以外については、府基準に統一。障害者減免については減免率を段階的に変更しつつ令和5年度まで継続。令和6年度に減免基準を廃止予定。
4 仮算定の有無		統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	従来より「無」
5 本算定の時期		統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	従来より「6月」
6 納期数		統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	従来より「10回」
7 一部負担金の減免基準		据え置き	据え置き	統一	統一	統一	統一	統一	統一	令和元年度に統一

上記のとおり提出します。

令和 6年1月26日

大阪府知事 吉村 洋文 様

保険者名 箕面市

代表者名 上島 一彦

印

